

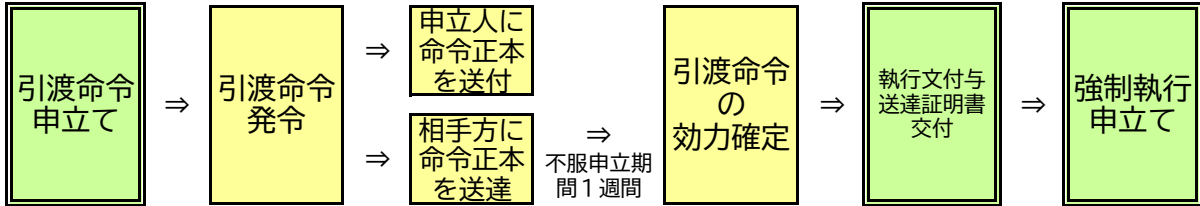
引渡命令について

問合せ先・申立書類提出先
 高知地方裁判所民事部不動産執行係
 〒780-8558 高知市丸ノ内1丁目3番5号
 TEL088-822-0395（裁判所2階③窓口）

令和6年10月1日

買受人の方が、代金納付後に、占有者から任意に引渡しを受けられない場合に、引渡しを受けるための比較的簡易な法的手続になります。（民事執行法83条、188条）

手続の流れ図



1 引渡命令申立てについて

申立時期	代金納付日から6か月以内 ただし、明渡猶予制度の適用がある場合は、代金納付日から9か月以内
申立手数料	500円（収入印紙） × 相手方の数
郵便切手	110円 1220円×相手方の数
申立書	【書式1】 申立書1枚目と当事者目録と物件目録を作成し、各葉を契印または下部に丁数を付したものの
注意事項	①相手方に1度で届かない場合は、郵便切手を追納していただく必要があります。 ②相手方によっては、審尋をする必要があるため、郵便切手を多めに納めていただくケースや、添付書類が必要となるケースなどがありますので、予め不動産執行係にお問い合わせください。

2 強制執行申立て前に

発令された引渡命令の効力が確定しなければ、強制執行の申立てをすることはできません。相手方に引渡命令正本が送達されて不服申立（執行抗告）がなければ、送達から1週間の経過で確定します。引渡命令が確定しているか、不動産執行係にお問い合わせください。

その後、以下の手続を不動産執行係でしていただく必要があります。

執行文付与	【書式2】 手数料：収入印紙300円 引渡命令正本とともに提出してください。
送達証明書交付	【書式3-1と3-2】 手数料：収入印紙150円×相手方の数

3 強制執行の申立てについて

対象物件の所在地を管轄する地方裁判所の執行官室に、上記2で取得した執行文付き引渡命令正本と送達証明書を持って、申し立ててください。

申立用紙、予納金額等については、執行官室にお問い合わせください。

高知地方裁判所執行官室 TEL088-822-0410（裁判所2階④窓口）